

飯田市地域防災計画 令和7年度 修正(案)の概要

飯田市防災会議
事前配布資料No.9-1

◆計画修正の背景

災害対策基本法（第42条）

市防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市の地域に係る市地域防災計画を作成し、及び毎年市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市地域防災計画は、防災業務計画又は当該市を包括する県の県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

防災基本計画(国)・長野県地域防災計画の修正

令和6年度に発生した災害を踏まえた修正
関連する法令の改正、国・県の施策

飯田市の取組

公開型GISの導入検証

災害対策基本法
第42条に基づき
修正点等を反映

飯田市地域
防災計画の修正

◆飯田市地域防災計画の主な修正点 ※下記のほか語句などの修正を実施

令和6年度に発生した災害を踏まえた修正（防災基本計画の修正を反映）

- 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
→快適なトイレ環境、安眠確保のための簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティションなど避難生活に必要な物資の備蓄・確保に努める。
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修訓練の実施
→横断的に共有すべき防災情報をSOBO-WEB、B-PLoに集約。B-PLoを活用し、備蓄物資等の登録、最新の情報の把握。
- 保健医療福祉支援の体制・連携の強化
→広域災害救急医療システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等の活用
- 多様な主体と連携した緊急災害対策派遣隊TEC - FORCE支援活動に対応するための体制整備
→TEC - FORCE・TEC - FORCEアドバイザー、TEC - FORCEパートナーによる国の支援活動に対して連携体制を整備
- 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し
→広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化

関連する法令の改正、市の取組等を踏まえた修正

- 災害対策基本法改正に伴う、地方公共団体による物資の備蓄状況の公表（法改正）
→災害対策基本法改正に伴い、食料品・飲料水・生活必需品等の備蓄状況について年1回、広く住民に公表
- 災害情報の収集・共有に公開型GIS「いいだWebまっぷ」を活用（市独自の取組）
→自主防災組織からの通報や庁内での災害情報の共有、市民・事業者への災害情報の共有に「公開型GISいいだWebまっぷ」を活用